

○ 収益性向上対策・生産基盤強化対策 総論

(令和7年4月1日更新)

- (総-1) 産地生産基盤パワーアップ事業を実施する趣旨いかん。(修正)
- (総-2) 産地パワーアップ計画とは何か。

【事業の実施体制】

- (総-3) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。
- (総-4) 同一産地同一品目について、収益性向上対策と生産基盤強化対策を同時に実施することができるか。
- (総-5) 産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。
- (総-6) 取組主体に対する助成金の支払ルートについて。
- (総-7) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

【都道府県事業実施方針等】

- (総-8) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかけることは可能か。
- (総-9) 取組主体の考え方いかん。
- (総-10) 都道府県知事が産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプ)の承認に当たって、都道府県事業実施方針に優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

- (総-11) 産地の範囲はどのように考えるのか。
- (総-12) 産地パワーアップ計画は変更可能か。
- (総-13) 現状維持の取組は許容されるのか。
- (総-14) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。
- (総-15) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。
- (総-16) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方いかん。
- (総-17) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。
- (総-18) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。
- (総-19) 成果目標(生産コストの10%以上削減等)は、どの時点と比較するのか。
- (総-20) 担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)の廃止(令和7年3月31日付)に伴い、当該実施要領に基づく地域担い手育成総合支援協議会が本事業に参画する場合の手続きいかん。(追加)
- (総-21) 地域協議会が解散する場合の手続きいかん。(追加)

(総－１) 産地生産基盤パワーアップ事業を実施する趣旨いかん。(修正)

(答)

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。

このため、農業生産基盤強化プログラム(令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)や令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業を活用した取組に加え、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加の取組や生産コストの削減、ハウス・園地等の再整備・改修、新規就農者等への継承や牛ふん堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援することとしたものである。

(総－２) 産地パワーアップ計画とは何か。

(答)

1 地域協議会長又は都道府県協議会長(以下「地域協議会長等」という。)により定められた産地としての収益力強化に向けた計画であって、都道府県知事より交付等要綱に定める基準を満たすものとして承認されたもので、収益性向上対策は「収益性向上タイプ」を、生産基盤強化対策は「生産基盤強化タイプ」をそれぞれ作成する必要がある。

2 本計画には、

(1) 収益性向上タイプであれば、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地としての収益力強化に向けた取組内容
- ③ 取組により期待される効果、目標及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容

(2) 生産基盤強化タイプであれば、

- ① 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
- ② 産地の生産基盤の強化のための取組内容
- ③ 取組により期待される効果及び実現のために地域の関係者が果たす役割
- ④ 生産装置の継承者(作業受託組織を含む。)又は生産装置の継承・強化に向けた取組の内容若しくは生産技術の継承・普及に向けた取組の内容(又は全国的な土づくりの展開の取組の内容)を記載することとしている。

【事業の実施体制】

(総－３) 本事業における都道府県と地域協議会等の役割いかん。

(答)

- 1 都道府県は、
- ① 都道府県全体での事業実施の方向性となる都道府県事業実施方針の作成
 - ② 都道府県事業計画の作成
 - ③ 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画の審査承認
 - ④ 取組主体への助成金交付
 - ⑤ 整備事業の実施状況確認
 - ⑥ 地域協議会等に対する指導監督等を実施する。

- 2 地域協議会等は、
- ① 産地パワーアップ計画の作成
 - ② 取組主体に対する指導監督
 - ③ 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価等を実施する。

- 3 取組主体（農業者等）は、
- ① 取組主体計画の作成
 - ② 取組主体事業計画の実行・評価等を実施する。

（総－４）同一産地同一品目について、収益性向上対策と生産基盤強化対策を同時に実施することができるか。

（答）

同一ほ場に対して同一効果（販売額の増加等）の取組を実施するなど、取組が重複していない限りは可能。

（総－５）産地パワーアップ計画が、複数の地域協議会にまたがる場合は、都道府県協議会と地域協議会のどちらが計画を作成すればいいのか。

（答）

- 1 都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）又は代表的な地域協議会のどちらでも計画を作成することができる。
- 2 ただし、関係する地域協議会との間で情報共有が必要である。

（総－６）取組主体に対する助成金の支払ルートについて。

（答）

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業は、基本的には、都道府県から支援対象である取組主体に助成金が交付されることになる。
- 2 ただし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、市町村又は地域協議会等を経由して助成金

を交付することも可能としており、この場合は、都道府県事業実施方針に、市町村等を経由した助成金の交付方法を定めることになる。

- 3 なお、支払方法の検討に当たっては、都道府県、市町村及び地域協議会等で十分話し合っ
ていただき、地域の実情を踏まえた上で、最も適切な方法により、本事業を実施していただ
きたい。

(総一七) 取組主体助成金の支払いに当たって、都道府県等はどのような確認を行うのか。

(答)

都道府県事業実施方針に基づき、

- ① 整備事業における農業施設の施工確認
- ② 基金事業（うち生産支援事業）における農業機械等の導入及びリース導入の伝票等による確認
- ③ 農業共済、動産総合保険に加入していることの確認
等を行うことになる。

(注) 例えば、農業機械等の導入及びリース導入、資材の購入等に対する助成については、
購入の契約書、領収書やリース契約書の写し等を提出いただくことで確認することとする
等、必要かつ最小限の方法で確認いただきたいと考えている。

【都道府県事業実施方針等】

(総一八) TPPの影響度合に合わせて、都道府県単位で助成額に制限をかけることは可能か。

(答)

本事業の実施に当たって、整備事業及び基金事業（生産支援事業及び効果増進事業）につ
いては、都道府県が実施方針を定めることとしており、この際に、都道府県の判断で対象と
する品目を限定する、助成額に制限をかけるといった対応を行うことは可能である。

(総一九) 取組主体の考え方いかん。

(答)

【収益性向上対策】

1 整備事業は、

- ① 都道府県
- ② 市町村
- ③ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- ④ 土地改良区
- ⑤ 農業者（農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。）
- ⑥ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農事組合法人以外

の農地所有適格法人、任意組織（集落営農組織、機械共同利用組織）等）をいう。）

- ⑦ 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者（大企業）及びこれらの民間事業者（大企業）から出資を受けた民間事業者を除く事業者をいう。）
- ⑧ 食品事業者
以下のアからウまでの場合に限る。
 - ア 米粉、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合
 - イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要の有機物・利用施設を整備する場合
 - ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
- ⑨ 中間事業者（複数の生産者との加工・業務用原料供給に係る基本契約の締結等の一定の要件を満たす者）
国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。
- ⑩ 流通業者（複数の生産者との青果物集出荷に係る基本契約の締結等の一定の要件を満たす者）
青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。
- ⑪ 都道府県知事が地方農政局長と協議して認める団体
- ⑫ コンソーシアム
としている。

2 基金事業のうち生産支援事業は、収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦までとしている。

3 基金事業のうち効果増進事業は、

- ① 都道府県協議会
 - ② 地域協議会等
- としている。

【生産基盤強化対策】

4 基金事業は、

収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦に加え、都道府県協議会、地域協議会等としている。

5 整備事業は、

収益性向上対策（整備事業）の取組主体となり得る者のうちの1の①から⑦としている。

（総-10）都道府県知事が産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の承認に当たって、

都道府県事業実施方針に優先順位等の設定を行うこととしているが、どのように設定すればいいのか。

(答)

例えば、以下のような指標を組み合わせることが想定される。

- ・ 受益面積
- ・ 優先的に支援する作物
- ・ 優先的に支援する経営体（地域の担い手、新規就農者等）
- ・ 成果目標の高さ

【産地パワーアップ計画及び都道府県事業計画】

(総-11) 産地の範囲はどのように考えるのか。

(答)

- 1 収益性向上対策においては、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれる。

(参考) 産地生産基盤パワーアップ事業の「産地」の考え方

例1 A区域では農業者10名が露地野菜を10ha栽培。

この中で、農業者7名(7ha)は本事業の助成を受ける一方、農業者3名(3ha)は助成を受けない。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は10ha(農業者10名分)。
- ・ 成果目標の達成度合いは、本事業の助成を受けない農業者(3名分)も含めた産地全体で評価。

例2 B区域では農業者100名が米を200ha栽培し、そのうちb J Aが50名の100ha分の米を自社ブランドとして販売。

[考え方]

- ・ 産地の範囲は100ha(農業者50名分)。
(地域内で同じ品目を生産している場合でも、自社販売、栽培方法等の一定のまとまりを持った農業者等の集まりを「産地」として産地パワーアップ計画(収益性向上対策)の対象とすることが可能)
- ・ 成果目標の達成度合いは、b J A分のみを産地として評価。

- 2 生産基盤強化対策においては、原則として、地域協議会(又は都道府県協議会)の範囲が産地となる。

(総-12) 産地パワーアップ計画は変更可能か。

(答)

所定の手続を行うことにより、可能である。

(総-13) 現状維持の取組は許容されるのか。

(答)

- 1 収益性向上対策において、取組主体事業計画は、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）の成果目標の達成に必要な取組として位置付けられる「取組目標」を設定（具体的な要件については、都道府県ごとに都道府県事業実施方針に明記。）することから、現状維持の取組は不可である。
- 2 生産基盤強化対策において、産地全体の成果目標として産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）の成果目標を現状維持とすることは可能であるが、取組主体事業計画における成果目標（取組目標）は、少しでも改善（増加、向上又は低減）を図る必要がある。

(総-14) 産地パワーアップ計画は、地域協議会の管内で1つ作成するのか。それとも、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能なのか。

(答)

- 1 収益性向上対策は、地域協議会の管内で、作物別、地区別に複数の計画を作成することも可能である。
- 2 生産基盤強化対策は、原則として地域協議会等において複数の作物、取組をまとめて1つの産地パワーアップ計画を作成する。

(総-15) 産地パワーアップ計画に複数の作物を位置付けることは可能か。

(答)

- 1 収益性向上対策は、産地として一体性のある計画を作成できる場合は可能である。
- 2 生産基盤強化対策は、原則として地域協議会等において複数の作物、取組をまとめて1つの地域協議会等で産地パワーアップ計画を作成する。

(総-16) 都道府県知事が特に認める目標年度の考え方がいかに。

(答)

- 1 本事業における目標年度については、事業実施年度の翌々年度としている。
- 2 しかしながら、例えば、果樹においては、定植後の早期の収益確保を図るため、育苗の段階において、台木から通常苗木までの育成期間の3年に加えて、更に1～2年の養生期間を必要とする大苗生産に取り組む産地があり、これら産地では、目標年度のために本事業の活用が難しいところであった。

- 3 このため、平成 29 年度補正予算より品目の特性等を勘案して都道府県知事が特に必要と認める場合は、事業実施年度から起算して5年までの範囲内において、目標年度を設定できるようにしたところである。なお、この場合にあっては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示する必要がある。
- 4 なお、果樹の植栽を伴う生産資材の導入についても、果樹の改植と同様に効果を測定することが困難であることから、目標年度を事業実施年度から10年後とする。

(総-17) 産地パワーアップ計画の目標年度の考え方いかん。

(答)

目標年度は、事業実施年度（交付決定年度。複数年度の場合は事業実施最終年度。）の翌々年度となる。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	令和5年度	⇒	令和7年度
	令和5～6年度	⇒	令和8年度
	令和5～7年度	⇒	令和9年度

(注1) 果樹の改植の目標年度は、事業実施年度の10年後となる。

なお、事業実施年度の5年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	令和5年度	⇒	令和15年度
	令和5～6年度	⇒	令和16年度
	令和5～7年度	⇒	令和17年度

(注2) 知事特認で最長の5年を設定した場合は、事業実施年度の5年後となる。

なお、事業実施年度の4年度目に中間的な評価を実施する。

(参考)	事業実施年度		目標年度
	令和5年度	⇒	令和10年度
	令和5～6年度	⇒	令和11年度
	令和5～6年度	⇒	令和12年度

(総-18) 産地パワーアップ計画の事業実施状況報告の提出年度の考え方いかん。

(答)

- 1 都道府県は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度に地方農政局等へ報告が必要となる。
- 2 なお、取組主体の実施状況【事業評価】報告も同様とすること。

(参考) 事業実施年度 令和5年度	⇒	実施状況【事業評価】報告 令和6年度(令和5年度分) 令和7年度(令和6年度分) 【令和8年度(令和7年度分)】
令和5～6年度	⇒	令和6年度(令和5年度分) 令和7年度(令和6年度分) 令和8年度(令和7年度分) 【令和9年度(令和8年度分)】
令和5～7年度	⇒	令和6年度(令和5年度分) 令和7年度(令和6年度分) 令和8年度(令和7年度分) 令和9年度(令和8年度分) 【令和10年度(令和9年度分)】

(総-19) 成果目標(生産コストの10%以上削減等)は、どの時点と比較するのか。

(答)

- 1 現状値は、原則、取組の前年度とする。
- 2 ただし、取組の前年度が気象災害等により異常値となる場合は、直近3か年の平均と比較するなど、対外的に説明が可能な方法を選択することとしても構わない。

(総-20) 担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)の廃止(令和7年3月31日付)に伴い、当該実施要領に基づく地域担い手育成総合支援協議会が本事業に参画する場合の手続きいかん。(追加)

(答)

- 1 担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)(以下、実施要領という。)に基づく地域担い手育成総合支援協議会は、引き続き本事業への参画が可能である。ただし、実施要領第1の3の(1)の規定にある以下のア～キを、引き続き全て満たしていることが必要である。

ア 代表者の定めがあること。

イ 原則として、社会的、地理的条件や広域化された農業協同組合等の活動範囲を反映した複数市町村(既に市町村合併等がなされ広域化された市町村等やむを得ない場合を除く。)を範囲とし、会員に、市町村、農業協同組合、農業委員会及び普及指導センターが含まれていること。また、必要に応じて、商工会関係者、中小企業診断士、税理士等を会員とすることにより、担い手の育成を総合的に支援する体制が整備されていること。

ウ 地域協議会が行う事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、規約等が定められていること。

エ 規約等に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる組織の担当部局若しくは都道府県のうち1つ以上が地域協議会の事務局の一

部を構成していること又はイに掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

カ 2名以上の監事を置くこと。

キ 担い手の育成・確保に向けた5年後の目標と年度ごとの活動方針を明確にするため、地域の取組に応じた担い手の現状と今後の育成方向を踏まえた事項を内容とするアクションプログラムを作成しているか、又は今後作成する予定があること。

2 地域担い手育成総合支援協議会が、実施要領の廃止日以降に新たに産地パワーアップ計画を策定する場合は、産地パワーアップ計画と併せて、策定する時点における地域担い手育成総合支援協議会の規約等、会員名簿及び事業計画書を都道府県知事に提出することとする。

3 都道府県知事は、2により地域担い手育成総合支援協議会長から規約等の提出があった場合は、1のア～キに係る規定を満たしているか確認し、都道府県事業実施計画書の添付書類として、地方農政局長等に提出するものとする。

(総-21) 地域協議会が解散する場合の手続きいかん。(追加)

(答)

1 事業実施期間中又は評価が完了していない産地パワーアップ計画を有する地域協議会が解散する場合は、地域協議会長は都道府県に相談の上、本事業に係る権利義務を交付等要綱第4の(2)のイに規定する別の地域協議会に承継する必要がある。

2 その場合、都道府県知事は、交付等要綱別記2の第10の5の(4)に基づき、都道府県事業計画の変更に係る手続きが必要である。